

令和5年度事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度対象事業者一覧

【凡例】“—”：該当しない箇所

(五十音順)

事業者名	1号該当	2号該当	3号該当	4号該当	任意提出
医療法人社団葵会	○	—	—	—	—
旭化成株式会社	○	—	—	○	—
株式会社 朝日新聞社	○	—	—	—	—
味の素株式会社	○	—	—	—	—
味の素食品株式会社	○	—	—	—	—
味の素ファインテクノ株式会社	○	—	—	—	—
株式会社 アトレ	○	—	—	—	—
アマゾンジャパン合同会社	○	—	—	—	—
イオンリテール株式会社	○	—	—	—	—
五十嵐冷蔵株式会社	○	—	—	—	—
出光ルプテクノ株式会社	○	—	—	—	—
株式会社イトーヨーカ堂	○	—	—	—	—
株式会社 いなげや	○	—	—	—	—
株式会社ANAケータリングサービス	○	—	—	—	—
エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社	○	—	—	—	—
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	○	—	—	—	—
株式会社NTTドコモ	○	—	—	—	—
E N E O S 株式会社	○	—	—	○	—
株式会社ENEOS NUC	○	—	—	—	—
エリーパワー株式会社	○	—	—	—	—
扇島都市ガス供給株式会社	○	—	—	—	—
オーケー株式会社	—	○	—	—	—
大林道路株式会社	○	—	—	—	—
小田急商事株式会社	○	—	—	—	—
小田急電鉄株式会社	○	—	—	—	—
小田急バス株式会社	—	—	○	—	—
オリックス自動車株式会社	—	—	○	—	—
花王株式会社	○	—	—	—	—
神奈川県教育委員会	○	—	—	—	—
神奈川県警察本部	○	—	○	—	—
株式会社 カナモト	—	—	○	—	—
鹿島道路(株)・日本道路(株)・世紀東急工業(株) 川崎アスコン共同企業体	○	—	—	—	—
川崎アゼリア株式会社	○	—	—	—	—
川崎オキシトン株式会社	○	—	—	—	—
川崎市	○	—	○	○	—
川崎市教育委員会	○	—	—	—	—
川崎市交通局	—	—	○	—	—
川崎市上下水道局	○	—	○	○	—
川崎市病院局	○	—	—	—	—
川崎鶴見臨港バス株式会社	—	—	○	—	—
川崎天然ガス発電株式会社	○	—	—	—	—
キャノン株式会社	○	—	—	—	—
キャノンアネルバ株式会社	○	—	—	—	—
株式会社クリエイト エス・ディー	○	—	—	—	—
株式会社クレハ環境	—	—	—	○	—
株式会社ケイエスピーコミュニティ	○	—	—	—	—
ケイエスピー熱供給株式会社	○	—	—	—	—
株式会社 ケイハン	○	—	—	—	—
京浜交通株式会社	—	—	○	—	—

事業者名	1号該当	2号該当	3号該当	4号該当	任意提出
京浜リサイクルセンター株式会社	○	－	－	－	－
コアレックス三栄株式会社	○	－	－	○	－
医療法人社団 こうかん会	○	－	－	－	－
国立医薬品食品衛生研究所	○	－	－	－	－
コストコホールセールジャパン株式会社	○	－	－	－	－
国家公務員共済組合連合会	○	－	－	－	－
佐川急便株式会社	－	－	○	－	－
サミット株式会社	○	－	－	－	－
三愛オブリ株式会社	○	－	－	－	－
サンアロマー株式会社	○	－	－	－	－
サンケミカル株式会社	○	－	－	－	－
医療法人社団 三成会	○	－	－	－	－
株式会社 GFF	○	－	－	－	－
株式会社JR東日本ビルディング	○	－	－	－	－
J & T 環境株式会社	○	－	－	○	－
株式会社JFEサンソセンター	○	－	－	－	－
JFEスチール株式会社	○	－	－	○	－
J F E ブラリソース株式会社	○	－	－	－	－
JFEミネラル株式会社	○	－	－	－	－
株式会社JERA	○	－	－	○	－
公益財団法人 実験動物中央研究所	○	－	－	－	－
ジャパンエクセレント投資法人	○	－	－	－	－
株式会社すかいらくホールディングス	○	－	－	－	－
隅田冷凍工業株式会社	○	－	－	－	－
学校法人 聖マリアンナ医科大学	○	－	－	－	－
社会医療法人財団石心会	○	－	－	－	－
株式会社 セブン－イレブン・ジャパン	－	○	－	－	－
学校法人専修大学	○	－	－	－	－
学校法人洗足学園	○	－	－	－	－
セントラル硝子株式会社	○	－	－	○	－
全日本空輸 株式会社	○	－	－	－	－
ソフトバンク株式会社	○	－	－	－	－
ソリッドスクエア管理組合	○	－	－	－	－
株式会社ダイエー	○	－	－	－	－
タイコエレクトロニクスジャパン合同会社	－	－	○	－	－
株式会社 タケエイ	○	－	○	－	－
ダブリュー・ケー・シー特定目的会社	○	－	－	－	－
デー・ティー・ファインエレクトロニクス株式会社	○	－	－	－	－
学校法人 帝京大学	○	－	－	－	－
株式会社 デイ・シイ	○	－	－	○	－
株式会社ティップネス	○	－	－	－	－
東亜合成株式会社	○	－	－	－	－
東亜石油株式会社	○	－	－	○	－
株式会社東急ストア	○	－	－	－	－
東急バス株式会社	－	－	○	－	－
株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント	○	－	－	－	－
株式会社 東芝	○	－	－	－	－
東芝インフラシステムズ株式会社	○	－	－	－	－
東芝エネルギーシステムズ株式会社	○	－	－	○	－
東芝デバイス＆ストレージ株式会社	○	－	－	－	－
東洋水産株式会社	○	－	－	－	－
東洋埠頭株式会社	○	－	－	－	－

事業者名	1号該当	2号該当	3号該当	4号該当	任意提出
株式会社トヨタレンタリース横浜	－	－	○	－	－
DREAMプライベートリート投資法人	○	－	－	－	－
株式会社 中商	－	－	－	○	－
中新産業株式会社	○	－	－	－	－
ナステック株式会社	○	－	－	－	－
日油株式会社	○	－	－	－	－
日清製粉株式会社	○	－	－	－	－
日東亜鉛株式会社	○	－	－	－	－
株式会社日本アクセス	○	－	－	－	－
学校法人 日本医科大学	○	－	－	－	－
日本合成アルコール株式会社	○	－	－	－	－
日本合成樹脂株式会社	○	－	－	－	－
日本食塩製造株式会社	○	－	－	－	－
公益財団法人日本食肉流通センター	○	－	－	－	－
株式会社日本触媒	○	－	－	○	－
日本ゼオン株式会社	○	－	－	－	－
日本鑄造株式会社	○	－	－	－	－
日本電気株式会社	○	－	－	－	－
日本都市ファンド投資法人	○	－	－	－	－
日本乳化剤株式会社	○	－	－	－	－
日本ビルファンド投資法人	○	－	－	－	－
日本ブチル株式会社	○	－	－	－	－
日本物流センター株式会社	○	－	－	－	－
日本ポリエチレン株式会社	○	－	－	－	－
日本マクドナルド株式会社	－	○	－	－	－
日本冶金工業株式会社	○	－	－	－	－
日本郵便株式会社	○	－	－	－	－
野村不動産株式会社	○	－	－	－	－
東日本電信電話株式会社	○	－	－	－	－
東日本旅客鉄道株式会社	○	－	－	－	－
株式会社日立製作所	○	－	－	－	－
株式会社ヒューテックノオリン	○	－	－	－	－
株式会社ファーマインド	○	－	－	－	－
株式会社ファミリーマート	－	○	－	－	－
株式会社 富士通ゼネラル	○	－	－	－	－
富士電機株式会社	○	－	－	－	－
富士通株式会社	○	－	－	－	－
プレス工業株式会社	○	－	－	－	－
ペトリファインテクノロジー株式会社	○	－	－	－	－
まいばすけっと株式会社	○	－	－	－	－
マクセル株式会社	○	－	－	－	－
株式会社 松岡	○	－	－	－	－
株式会社丸井	○	－	－	－	－
株式会社マルエツ	○	－	－	－	－
株式会社マルエツフレッシュフーズ	○	－	－	－	－
株式会社マルハニチロ物流	○	－	－	－	－
丸紅株式会社	○	－	－	－	－
三井埠頭株式会社	○	－	－	－	－
三井不動産株式会社	○	－	－	－	－
株式会社ミットヨ	○	－	－	－	－
三菱食品株式会社	○	－	－	－	－
三菱トラック・バス株式会社	○	－	－	－	－

事業者名	1号該当	2号該当	3号該当	4号該当	任意提出
投資法人 みらい	○	－	－	－	－
合同会社武蔵小杉インベスターズ	○	－	－	－	－
学校法人 明治大学	○	－	－	－	－
メビウスパッケージング株式会社	○	－	－	－	－
ヤマト運輸株式会社	－	－	○	－	－
株式会社ヨドバシカメラ	○	－	－	－	－
株式会社よみうりランド	○	－	－	－	－
株式会社ライフコーポレーション	○	－	－	－	－
ラサールロジポート投資法人	○	－	－	－	－
株式会社レゾナック	○	－	－	○	－
株式会社レゾナック・ガスプロダクツ	○	－	－	－	－
株式会社レンタルのニッケン	－	－	○	－	－
独立行政法人労働者健康安全機構	○	－	－	－	－
株式会社ローソン	－	○	－	－	－
株式会社ロジスティクス・ネットワーク	○	－	－	－	－

<1号該当>

本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第2条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。)の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者(次号に該当する事業者を除く。)

<2号該当>

連鎖化事業(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第19条第1項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「連鎖化事業者」という。)にあつては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者

<3号該当>

事業者の事業活動に伴う自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条各号に掲げる自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)を除く。))であつて、本市の区域内に使用する本拠を有するものをいう。)の前年度の末日における台数が100台以上の事業者

<4号該当>

本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度の排出の量(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第5条第6号から第11号までの規定の例により得られる量をいう。))が3,000トン以上の事業者

<任意提出>

1～4号に該当しない事業者(中小規模事業者)で、任意で事業活動地球温暖化対策計画書、結果報告書を提出している事業者